

小売業における化学物質対策について (皮膚等障害化学物質等の対策)

化学物質による労働災害を防止するため、職場における新たな化学物質規制(自律的な化学物質管理)が導入されました。リスクアセスメント対象物※1を取り扱う場合には、当該物質の危険性、有害性等を事前に調査(リスクアセスメント)し、化学物質管理者や保護具着用管理責任者※2を選任して、法令に基づく職務を実施されることなどが求められます。

特に業務用の洗浄剤や漂白剤のうち、皮膚等への障害を引き起こす可能性のある化学物質(皮膚等障害化学物質等※3)を取り扱う業務に労働者を従事させる場合は、当該物質の有害性に応じた保護具を使用させなければなりません。

※1 小売業の職場では、業務用の洗浄剤や漂白剤等がリスクアセスメント対象物に該当する場合があり、詳しくは製品のSDS(セーフティ・データ・シート)で確認します。SDSは製品の譲渡・提供者から入手可能なほか、メーカーのホームページに記載されています。使用している製品がリスクアセスメント対象物かどうか、皮膚等障害化学物質に該当するかなどを製品の最新のSDSで確認してください。

※2 保護具着用管理責任者は、リスクアセスメントに基づく措置として、労働者に保護具を使用する場合に選任する必要があります。

※3 皮膚等障害化学物質等とは、皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがある化学物質で、前記の洗浄剤や漂白剤等で該当するものがあります。取り扱いには「不浸透性の保護具の使用」が義務となっています。

※リスクアセスメント対象物等の情報は、右の二次元コード(厚生労働省ホームページ)から入手可能です。



皮膚等障害化学物質等の対策

1 リスクアセスメントの実施と保護具着用管理責任者の選任等

(STEP1)

取り扱う洗浄剤、漂白剤等(リスクアセスメント対象物)について、当該物質の危険性、有害性等の事前調査(リスクアセスメント)を実施する

(STEP2)

リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるとときは、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者から「保護具着用管理責任者」を選任する

(STEP3)

保護具着用管理責任者は、保護具の適切な選択、労働者の保護具の適正な使用及び保護具の保守管理に関する事項を管理する(保護具の適切な選択については、次頁※4のリーフレットを参考に実施してください)



ポイント

皮膚等障害化学物質等の取り扱いには、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具の使用が必要です。また、保護具着用管理責任者を選任したときは、その者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示等することが必要です。(腕章の着用、社内インターネットでの周知でも可です。)

2 保護具着用管理責任者の要件

保護具着用管理責任者は、次の「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任する

- ・第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者
- ・安全衛生推進者、・労働衛生コンサルタント
- ・化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・特定化学物質作業主任者、有機溶剤作業主任者等

厚生労働省

職場の安全を応援する情報発信サイト／

職場のあんせんサイト

厚生労働省の職場のあんせんサイトからも化学物質対策の情報が入手可能です



ポイント

上記の要件に該当する者がいない場合、保護具着用管理責任者教育(学科5時間、実技1時間)を受講する必要があります。また、保護具着用管理責任者を社内教育するための講師養成コースを実施している教育機関もあります。

第二種衛生管理者免許を受けた者が、第一種衛生管理者免許試験を受験する場合、科目免除が受けられる特例第一種衛生管理者免許試験を受験することが可能です。第一種衛生管理者の資格があれば、保護具着用管理責任者の要件を満たしますので、小売業の皆さまも第一種衛生管理者資格の取得促進の検討をお願いします。

3 化学物質が起因する労働災害発生状況（茨城県内）

事例1

スーパー・マーケットのバッケージヤードにて、社員(販売員)が洗浄剤を専用容器に充填していたところ、ノズルに指が触れ、洗浄剤が飛び出し、左目に入った。(角膜びらん、休業見込6日)

事例2

厨房内でバットの洗浄中、汚れがひどいため、塩素系の漂白剤をバットにかけたところ、はねて両目に入った。(両目の炎症、休業見込7日)

事例3

店舗の壁の油汚れを洗浄剤で除去していたところ、布製の手袋を着用していたため洗浄剤が手に染みてしまった。(進行性指掌角皮症・手荒れ、休業見込7日)

4 各種資料（リーフレット）の入手先

○ 職場における新たな化学物質規制が導入されます



○ 皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性の保護具の使用」が義務化されます※4のリーフレット

本リーフレットは、洗浄剤、漂白剤等の皮膚等障害化学物質等の取り扱いにおいて、適切な保護具を選定する際の参考としてください。



※本リーフレットに掲載された二次元コードは、令和7年10月現在で接続可能なものです。